



# 子ども医療のよくある質問

助成対象になる医療費について教えてください。



医療機関等にかかった時の医療費のうち、保険が適用となる診療の3割（未就学児は2割）です。

## 【対象外の例】

保険適用外の医療費、入院時の食事代・部屋代、紹介状なし負担金、時間外診療時の特別加算料金、文書料、予防接種、検診等  
※健康保険が適用されるか不明な場合は、医療機関等へお問い合わせください。



保険証なしで病院を受診しました。支払った医療費はどうなりますか？



加入する健康保険組合と市役所（子ども医療）、両方に請求が必要です。

健康保険組合からは10割のうち7割（未就学児は8割）を、市役所の子ども医療からは3割（未就学児は2割）を給付します。

## 【請求の流れ】

- ①まずはお加入の健康保険組合へ療養費の請求をしてください。
  - ②健康保険組合から給付があります。（医療費の7割・未就学児は8割）
  - ③健康保険組合が発行する「支給決定通知書」等給付額がわかるものと領収書、振込先がわかるものをお持ちの上、窓口にて子ども医療費をご申請ください。
  - ④医療費の自己負担分（医療費の3割・未就学児は2割）を子ども医療から給付します。
- ※領収書の原本を健康保険組合へ提出する場合はコピーでも可能です。



県外の病院を受診し医療費の払い戻し申請をしたが、いつ振り込まれますか？



毎月月末までの受付分を、翌月の25日に口座へ振り込みます。  
（25日が土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の開庁日）



医療費の払い戻し申請は、領収書のコピーでも可能ですか？



原則、領収書は原本の提出が必要です。

ただし、事前にコピーを準備していただき、窓口にて原本とコピーの両方を提示していただければ、コピーでの申請も可能です。その際には、重複申請を防ぐため、領収書原本に「医療費償還申請済」のスタンプを押印しお返します。

治療用眼鏡を購入しました。子ども医療に申請できますか？



子ども医療証をお持ちの9歳未満のお子さんで、医師の診断により小児弱視等の治療用眼鏡を購入した場合は申請できます。治療用眼鏡には、厚生労働省が定める助成上限額があります。この上限額から健康保険給付分を差し引いた額を助成いたします。

上限額38,902円（令和元年10月1日購入分より）

#### 【請求の流れ】

- ①まずはご加入の健康保険組合へ療養費の請求をしてください。
- ②健康保険組合から給付があります。
- ③下記のものをお持ちの上、窓口にて子ども医療費をご申請ください。
  - ・健康保険組合が発行する、「支給決定通知書」
  - ・医師の作成指示書（診断書）等
  - ・領収書
  - ・振込先がわかるもの
- ④作成費用（上限を超えた場合は上限額）から健康保険給付分を差し引いた額を子ども医療から給付します。

※医師の作成指示書と領収書は、健康保険組合へ原本を提出する場合はコピーでも可能です。

子ども医療費受給資格証を紛失しました。



お子様の保険証と認印をお持ちの上、窓口にて再発行のお手続きをしてください。その場で受給資格証をお渡します。

破損、汚損の場合も同様に再発行が可能です。

#### 【手続き窓口】

安来庁舎1階市民課保険年金係・広瀬地域センター・伯太地域センター

